

告 示

埼玉県選管告示第三十号

平成二十八年七月十日執行の参議院埼玉県選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の七第一項の規定に基づき行う在外選挙人名簿の縦覧期間は次のとおりである。

平成二十八年六月二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 縦覧期間 平成二十八年六月二十二日